

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度フォーラム運営業務
発 注 課	市民文化局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課
選 定 事 業 者	(公財) さっぽろ青少年女性活動協会
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本業務は、企業や市民に対し男女共同参画の実現や多様性を尊重する意識の醸成を目的としていることから、女性活躍推進や男性の家事育児参画促進のみならず性的マイノリティへの理解促進及び配慮、DV防止啓発に向けた理解など、多岐にわたるテーマのセミナーを複数開催することを想定している。</p> <p>本業務を効果的に実施するためには、これらの幅広い分野についてのテーマ設定やそれに適した講師選定、テーマに即した様々な啓発対象（企業・市民）にあわせた広報周知等の開催手法など、男女共同参画全般に関わる豊富な知見やノウハウ、そして実績は必要不可欠である。</p> <p>当該事業者は、札幌市男女共同参画センターの指定管理者であり、指定管理業務としてジェンダー課題に関する様々な講座を実施し企業や市民に対して学習機会の提供を行っているほか、女性のための総合相談・法律相談事業や男女共同参画活動団体支援事業等も実施しているところである。</p> <p>また、本市からの委託業務である性的マイノリティ電話相談業務や困難を抱える女性に対する支援業務を受託実施するなど、性的マイノリティ支援団体や女性支援団体を含めた男女共同参画活動団体とのネットワークも有しており、想定するセミナーテーマすべてに精通し、当該事業実施のための豊富な知見やノウハウを有している。</p> <p>また、令和3～5年度に実施した本事業を受託し、適切なテーマ設定及び講師・登壇者を企画提案し、良好に実施した実績も有している。</p> <p>以上のことから、当該業務を確実かつ良好に履行できるのは、札幌市男女共同参画センターの指定管理者として必要な実績・資質が備わっている当該事業者の他にはない。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号